|  |
| --- |
|  |
|  |

**内閣総理大臣 安倍晋三殿**

**自衛隊の中東派兵をやめ、核合意復帰促す外交努力を**

10月18日、首相官邸で開かれた国家安全保障会議（ＮＳＣ）は、中東への海上自衛隊の艦艇や哨戒機の派兵を検討しました。　米国はホルムズ海峡で敵対するイランをけん制するため、日本を含む同盟国・友好国に「有志連合」への参加を要請していました。日本政府は、ホルムズ海峡を除くオマーン沖などを検討しており、イランに気を使いながらも、米国の要求を踏まえた対応であることは明らかです。

菅官房長官は派兵根拠として、防衛省設置法に基づく「調査・研究」であるとし、自衛隊による日本の船舶防護は「直ちに実施を要する状況にはない」と強調しました。

　契機となったのは中東ホルムズ海峡での情勢緊迫ですが、そもそもの発端は、トランプ政権がイラン核合意から一方的に離脱したことにあります。自分で危機をつくりだしておきながら、軍事的対応に乗り出すことはまったく道理がありません。だからこそ、米国主導の「有志連合」への賛同がほとんど広がっていないのです。安倍政権は「有志連合」とは一線を画す体裁をとろうとはしていますが、イラン情勢をめぐって孤立ぎみのトランプ政権を助けるための派兵であることは明白であり、「中東地域の平和と安定」に寄与するものではなく、むしろ、軍事的緊張を高めることに加担する行為です。

　菅官房長官は、「緊張緩和と情勢の安定化に向けて、安倍総理大臣が６月にイランを訪問するなど、外交的取り組みをしっかり進めてきた。」とあえて弁明しました。しかし、首相はイラン訪問、９月の国連総会でのロウハニ大統領との首脳会談でも米国との橋渡しに失敗しており、何の成果も得られていません。

　日本がなすべきことは、欧州諸国などと協力して、イラン核合意から離脱したアメリカを説得して、核合意復帰を促す外交努力です。イラク派兵などで揺らいでいるものの、中東では依然として、日本は「９条をもつ国」としての信頼があります。憲法９条に基づいて対話による外交的解決に力をつくすことが、日本の役割です。

　　　　　　　　　　　　　　　　2019年10月20日　　憲法９条の会奈良県ネットワーク